# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	精神障害者保健福祉手帳に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、精神障害者保健福祉手帳に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

京都府知事

### 公表日

令和3年11月1日

T 明/末棒却	
I 関連情報  1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳に関する事務
②事務の概要	【概要】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者からの精神障害者保健福祉手帳の交付申請を審査し交付を行うとともに、台帳を備えて交付に関する事項等を記載するなどの業務を行う。 【具体的事務】 ・市町村で受付された申請に係る診断書の審査もしくは障害年金の受給有無照会 ・手帳の交付、返還、氏名・居住地の変更、等級の変更、再発行に関する事務 ・台帳の整備に関する事務
③システムの名称	障害者手帳発行等電算システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
精神障害者保健福祉手帳交付	寸台帳ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 14項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条6、7、8、9、10、11、12
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二 16項、27項、28項、31項、54項、55項、56の2項、57項、79項、106項、116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条 【情報照会の根拠】

- ・番号法別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第18条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	京都府健康福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	京都府健康福祉部障害者支援課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号602-8570 請求先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号602-8570 連絡先 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点					
3. 重大事	故						
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	)種類					
[ 基礎	項目評価書	]			<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	i書及び重	
2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	施機関について	は、それぞれ重	点項目記	平価書又は全3	項目評価書におい	て、リスク	7対策の詳細が
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通り	こた入手を除	<b>&lt;</b> <.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[ +	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委	託				[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報	提供ネットワーク	クシステ.	ムを通じた提供	共を除く。)	[0]	是供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	レステムとの接	続		[ ]接網	しない(入手)	[ ]	妾続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ +:	分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[〇]自己紀	 5検	[0]	内部監査	[ ]	外部監査	
9. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を力	へれて行っている	5 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って( 3) 十分に行って(	いる	งจ

## 変更箇所

改 変更後の記載 提出時期 提出時期に係る説明	変更前の記載	項目	変更日
・ム 障害者手帳発行等電算システム、統合宛名シ ステム、中間サーバー 事後 評価書見直しに係る修正	障害者手帳発行等電算システム	I 1③	令和3年11月1日
	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二	I 42	令和3年11月1日
郵便番号602-8570 国入藪ノ内町 京 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京 事後 評価書見直しに係る修正 都府健康福祉部障害者支援課	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京 都府総務部総務調整課		令和3年11月1日